



30東経企発第6号

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例  
見守り・検証会議

会長 西村 弥 様

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議条例第2条の  
規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

平成30年7月19日

東村山市長 渡 部 尚

記

1 諮問事項

平成29年度に東村山市が実施した「市政の評価」の取組みについて

2 諮問の趣旨

平成26年4月より施行した「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」では、より良い市政運営に資するために、市自ら市政を評価するほか、市民が市政を評価する機会を定期的に設けること等を定めています。

このことについて、貴会議に対し、平成29年度において市が実施した取組みが「市政の評価」に則し、適切かつ効果的に実施されたかについて意見を求めたく、ここに諮問いたします。

以上